21

# 五倫名義解

# 五倫名義解　父子有親

天下にあらゆる人の道をわけて五つとして五倫と

ベテレモアクルカタアル　ミチナ[illegible]　[illegible]リ　コロフオトハガタオロウシテ　[illegible]ベアレキオ

エキニヲ　[illegible]　五倫ナリ　バアセエテマワ　コレヲ[illegible]　五ツ[illegible]

いふ其上に教をつけて五教ともいふこれ父母の

[illegible]アヒ　[illegible]　ウバカニカト　[illegible]コラ[illegible]　[illegible]　ヨワトニ[illegible]　ミツハ[illegible]　アシテ

子と生るゝハ天地の萬物を生し生る道理より起て
ボウヤドノヒエテナキヨ ニワロアントエアニノエ ヲカブ エテモ カツカヲキ セトシガリヨネテ
ミリカメ
子アビヤエチヤトコシ エキブ子クエ

父子の倫常なる其教をもて父子を慈といひ
アコロオナボウ ウタリカトコロルエメン 子ワンエパカシ アンシエ アコロオナ子ワレ エシ ネワクル

子まハ孝をふむ也父といへバ母もその中に在と
ボウ子ワ ウワテコロル エレコレ ウタナンカ アコロオナ ホキ ヤカエ
ボ チロヘ子ワイヤヤカテキ

知乍ら也父母たるものゝ子を愛しおろかにせバ
吉 エラムカルキ 子テテ クエ ミウハポホクル ホウイワコ エテ キワテヤキヨ

孝教義を主としる日常の道を盡して
ウカエガ イガカシ イキコリ イネクンヘテナ ナヤエキ ヤエコヘケレ ホクンアリホヒヨ コシテム
シエイハ エテ

子を正義におしへ下しぬるハ是人倫責の本として
ボウレシカカト エコカツホマレ イキカラテテヨ ホヘ ウシエテ ウネレ アニホ
エレシエカトテキキ 子ノアンテ ウホテリ

十年

烏鵲の子を哺しまるまで鳩の[illegible]よ[illegible]まで孝なる

ことのも衣食の美食及び終身の勤をいよけなければ

まして身を修しつゝ父母の志にそむかざる様と

まこと[illegible]志[illegible]も[illegible]の孝[illegible]其節

要をはかりて父子ハ同氣一体のことなれば、たがひに

毛頭も違ひなく、親子天性の[illegible]失ふ

されバ天地とも未も絶る居事聖人ハ孝の

ヌエラ クニ カムイトモカシ

アナタラハ チナ クシ ヤメバニ

間にあ以る親の一字を不易の法と定め給ふ

孝の言ハ往来也

所謂父母ハ親なりとよ一句ハ長く人倫の根元也

---

# 君臣有義

君臣上下の道ハ天の上に位し地の下に位する

アレシカ カムイ

ニソロタ レクトコ アン

臣ハ理よりて敬まう人の分なけれバ人道に立ぬ故

まづ君臣の倫を定るものありて直に教をたて置くハ

タベツエ アレシカカモイエコロ イヨコテ アリ コタン コロルエタパ シネイ エウワ エバカシ アエテ アツテ カモエ ネワ

仁といひ臣ハ忠といふ君の仁といふハもとよりのこと

コニテムエイハ アヨコテ ウヱカシ カモイ カムヨロケ クンペ アツパ アナキネ

人をおさむる事なれども一身の慈悲とのこと

シネ エネ エヨエヒ カツ コロカ アルエ アンナクニ カムヨロツケ

仁あらはるゝからは只私なくしてあまねく下を利益

エテキ エラムアンヤ シネイ ウワツテ シネ ウシ エテキ

すべきといふ事なり又臣の忠といふも日夜勤労する

ウカフレ ネ シネイ アヨコテ ネ ウエ カトアネネ エキカト

のことのみならずして只真実以て君に仕ふる

パテキ コパケ ソモネ エテヤカ エネ コシアコロ カモイ レカ コロワ

奉公ならねども主の死をいふあり但其間察

アニキブ 義モ中留ー シラヌヤツモアリ [illegible]

たとへば君臣ハ天地の義をあらそふべし

カシカモイワナヲトノチワ [illegible] ウタレバ ウコヤエヨレシカ ヨベカレワ

此義ハ道理の曲直をいふ也君を曲直を以て

ヤユコニヌメ [illegible] ヨベカレシカ セトクニツイキブ レウエ [illegible] カモイ [illegible]

臣を法すべし上臈所力ぬ法をもて其の曲直を破

[illegible] コノブロリ [illegible] コヌ [illegible]

るべからず臣ハ法の用を以て君ニ仕ふべし

エテキウエシテレア [illegible] カラミタウトモコミノコロカモイレシア コロナニコロセナ

それのまゝ進退ありて法か称を犯べからずば

アニカツ [illegible] ミレシカ カチ コエテキ シワエレ [illegible]

終に聖人君臣の間ニあるものハ義の一字なりと

不易の法を定め給ふ不謂君臣ニ義ありと

此一句ハ長く君臣の掟なるべし

---

## 夫婦有別

二儀ノ

天下陰陽なきバ人なし夫婦なり陰陽和合して

万物を生育[illegible]し夫婦和合して子孫を

生育して天人一理と知るべし然るに陰陽ハ

孝

偶随とて陽ハ先立て陰を偶ひ陰ハおくれて

陽にしたがふ是又自然の道理之其理に因て

夫婦の倫を定むるあり慎まバ夫婦別而とて

法よく正しき徳を修て常に婦を偶ひかり

婦も容色に迷ふ心有るべからず婦ハ貞静

とて一筋に静なる徳を以て貴ぶ夫に順ふ所

シコロワ　アリエキシネ　[illegible]　チウレセ　[illegible]　ヤエラムノ　ホクル[illegible]　[illegible]　ホクチクルカ

キシロヌレ　[illegible]

既に夫家に在るの時なるべからば但に和順を旨とす

エウヨ　エヲテ　エキテアクエ　イテキ　コヌブルクシベキ　クモナツヲワワテ　ウアキヲ

夫婦ハ和らぎむつまじきからず男女の差別

ウチレッケ　[illegible]リコ　ニシカ　ヤシカエキ　[illegible]　デアリ

アナキ

一ホナンタ　コヌカ　オホイ　メコ　[illegible]　カヨカ

何事も本を立て席し男ハ外を治め女ハ内を治め

アンルエヨリエ　エチソモアシクシラムホイヤ　ホッカイ　[illegible]　イラウアシ　[illegible]ハイ　オコッシ　[illegible]

男ハ内に居の秘びをおのれまで女ハ男の為の為

ホッカイ　イテキ　シヤメノコ　コシウイ　メノコ　イテキ　[illegible]

ちなみて其内外の差別みだり成るを家を

ウヱシカとアリキゐる　ツモヨリテシン　アエコロアイ　ソモ　エオラカイキん

ヌシヘ　アキヌ　ヒリカ[illegible]

惣て庶人夫婦の間におゐて八別の一字を

[illegible] ウムレクル ウトムシ[illegible] カイ [illegible] アリアン [illegible]

不易の法と定メ婦に而偏夫婦に別有しと

[illegible] アスウコアンテ アニ[illegible] バツアヒ[illegible] [illegible]

以上一句ハ長く夫婦の掟たるべし

[illegible] シネイタク [illegible] ウムレクル [illegible] ナンコロ [illegible]

# 長幼有序

父母有りて子を生ずれバ先に生れたるを長とし

ミチ ハボ [illegible] ヘトクパ [illegible] キアンネクル

後に生れたるを幼とし兄弟姉妹の間序有べし

[illegible] セヘンテ [illegible] ユクヘ子クニ アンコロカイ ナンコロ [illegible]

もとより兄弟ハ同じく父母の遺(い)躰(たい)をうけて
ツワクヲ アリウクサンレ ナイ ミタ ミウハポワノ ヲト ハケ ウシヤ コロワ
コレカトチクンエ

大切なることの足よりて長幼の倫を立て
アヌカヤムクンヘカヲサ タンヘクラエ キコエネ アウレクル アシカアヌカアレケ

兄ハ弟を愛し弟ハ兄を敬ふを道と(とふり)ス 殊に
ユポヲワ アキ ホクヌ コンニムエイバ アキネ ユピ オヤ アウナ カムイ コロ テンナ キキ

父母死して後ハ父母のかハりにも兄を尊ミハ
ミツ ハポ ライワ オカケタ ミツハポ ケリタウカラ コトミンヘ アナキネ

兄弟なる豊に形頽(かたちうけ)のちかきを思ひ
エル イリワク ウタレ ヘンナタパン ヤエラムノ アヌワ ソモ オピワクシ ラコ

かくしてたゞ一つ躰に在るか如し 但し
ラムワ ウタレバ ウシヤ サンケ アエテキ コロ タアニナリ

其公間要とはいへども兄弟ハ天倫にて候これ

たるより天の定たる次第なれハかりそめにも

此次第をみだるべからず譬ハ兄弟の子孫

子とも迄も同腹の兄弟と心得て家督を得し

屋加ばまゝ何程老翁の者にても兄小

先立すべき事なるべくば此次第正しかるべし

してハ瓢の福ともなるべし總る虎唐人

ヤキマ 書 ナセ カツ [illegible] アモ[illegible]ニナ ヲ[illegible]ヘリ立 ノブル[illegible]

キアンヲ ベクレ ロトトウタ

長知の間におゐて席の一字を不易の法と定

三ヨアリ[illegible] 字 カンゼ [illegible] [illegible]ニ ヲタクヲコリ

ニニ立

アル[illegible] 言 [illegible] [illegible]

右席ハ次席として次第の名あり不偏

[illegible] 言 [illegible] ト[illegible] カタ 風 コレ [illegible]

長知ハ席何ほとも一句ハ長く長知乃

キヲ[illegible] [illegible]ク[illegible] 音 アンクニ イリ[illegible] キアンヲ ベ[illegible]

ウ[illegible]トセ[illegible] アンヲ

捉たる眉し

# 朋友有信

天下の人ハ同じく天地の氣をうけて生ず

ニソロクロポキッパクタン コンサモアヌ サウコラツ カントコトリ シリカ[illegible] テサイ コロ クミ ヘトウ

是バ相友として交るべき道理なり是に

ウタラアウ 宜コラフ[illegible] ウタラアン ラムコロアニ ス[illegible]

よりて朋友の倫を立互に仁をたすけ

ク立 ウコシコラ カタ[illegible] アノコアンテカ ウエカラヨロウアリカンベ シヨモ ヤエウクニ

若其せむるを朋友の道とス仁とハ人のまか

ピリカ ヨロシベ ヤメウクシレ シコチキ ウコシコラ ウエシカ [illegible] カタヨロツテ アリアニヘアチキ アニ[illegible] アトパクタ

行ふ私なき事なり仁をたすくるとハ

カタ[illegible] ヤヨウツバ イサモ ノ生 イキロキ アチカト[illegible] カタヨロツテ ヤシ チウレ アチ[illegible]

我の身が條約ありて其の後ハ朋友乃

アニ ユキワ カタ 音 アフケリ ホウ子ヤホヨ ウエニテフ ウスし

間たゞしくるよしみありて仁ありすぢをしらぬ

ウコニタヽレ ルヱ多 ク盃 カタヨロツケカタ コハケ ウスウ

若と其の相手とハ想を催促するものある事

ヒリカ ク上 ニヱ升イガシアホヨ ナワサイ ホトイ ホシウテレ ホコノ ウスハ

若を信と失たげまたもと正しく在る

ヒリカレシカ ウコ ウル ユニツケクヨナ ヨラコビシ ホカ ホシテ コロ

人ありくハ物知ある人ハ宗を尊敬とし

ミサモ ニエイ オウ子ヤカヨホ ユテミシサモ ホツタウホトヒ ウタレカ アホホヨ カトウヱシ 弘ヱタガし

柔和（にうわ）ありて以川のある人ありくハ煙落（けい おく）なる

ラムサツ健 カシケタ イコセタエ ニサモ ニエイ イラン ビレカレ

人は懐じまる共損友とも志あれ しも
（ミガセキメタ ウエトレンアナキヨ ミヨンノキクル ハナセン エヌキテノクエ）

善友をもとめ損友を遠ざけ親厚も
（カトモ銀クル コハナ ムヌ ソノキクル ホエ カラ ネニグク ミエウカ）

礼義正しく慇懃にして相争へ名し
（ウロエスズリ チベカシ ウナサエテサテ ケウトモラハテ ウコイレンカコロクンベ 又ハンナ）

---

但其簡要をいへば朋友ハ親疎ともに
（ケアンテク ヌウンラモツカモカモイナスタ ウエヒコウクモ ウアバ ウコラリノ）

よきをいひかはし形く合ふものの交りハ
（ウビリテ イタメガイ ミヤテレカテ ウ文ミハ カン キエキクルナ アナヤヨ）

専一貞信にして相欺かざるを本とす
（ヌミベニシキ ミミヤレ ケウトモテクエ アモーム ミマク クニアナキヨ ウモロ イツテウエ）

夫倭し志ある者ハ聖人ハ朋友の習よ

却て信の一字を不易の法と定めたまひ

習朋友ハ信何ゆゑ一向ハ長く朋友乃

様右為し

武士信とハ氷のむやくふ火の何つ垣も

いつまくなさの習なり侍までハ朋友のこよ

何れも父子の親君臣の義をはじめ（いモ子　ミワヌ〻ボリ　アニ布アヒカ　子ワ　カナイ　アヨコテ　ウコヤエ二ヌメクミ）

〻〻朋〻信ありと知る事（ミヌイ　キヒツタ　ミヒキンテ　アニクニ　ヌエテム　カキサイ　テヤ）

右鳩巣先生の選ふにて童蒙教の（子ト　トエメワカ　セワ　カワヒノクル　アヌミケ　フ子　アリ　ミヨンタク　ヌカ　ラムエカ　ワンヌ　イバカレクミ）

道足より深きな事ハなし人倫義務の霊（モヒカリ　タヒヘヤノ　キミテ　ウワイノベクノ　エクヒベイカテ　リエ子　ミサモ　レコロベ　アエキ　アルミ　キ　ラツベクルカ）

と称阿をいて人とも何事も合ひ何さるに（ミヤハ　ヌエ　アンレ　コレ　ルヌキ　コロカ　エベウレ　レフロヌ　バクノ　エベ　ポブノ）

これのゝふして人の人たる道を知らざれバ（ウコミ　バテキ　ラムミカルナ　子る　ミカキ　コロカ　ミセモ　レシカ　ラム　ミ布リ　ヌキカレ　ワヌヤキヌ）

貪欲をさる事遠からず然ることあるへし

かくしおぼへや道とハ五倫をいふ天下の

大路ふして幾億者は世渡するの海陸等

人々天より是理をうくるといへども流ちり

のかくるがごとく人欲のためにおほはれて明らかし

まづ学問とハ其理をあきらかにするをことゝす

むかしよりの人のよくしがさま幸哉

キーレクニタシアハイーワノ　ニチモキアエカラリヒベ

浮こし学ざりしむかしの人は有親有義の

アッカリノ　エバカシノシベリ　ソモキ　アホアヒ　ウコヤエニタヽタベカ　アン

有ノ口の教を翫味せば五倫の我がなす根となる

（とくとあぢはひたまふ）

アンアリタンカンビ　エランテキ　ヒカルンワタ　ヤタタ

アナマタ　アニ　チウトモリ　ヤエコヘテイレカ

知るべし鄙野の小民をして耕耘の暇

（きうんたがやしを）

キアニシカルキタ　ユコカラモク　コタンラムイサニウシモヤカ　アライトエタラウトロタ

小あまを讀しめば十に一二も奥記する者

（おくぶん）

タンカンビ　イウカラレワ　ワンベイバカシ　ワテヤテタ　シテモイウシトイカシ　オシケウス

何しもあらん

ヤエコテナレクルカ　アシコトニシナ

室谷茂潤誌

上

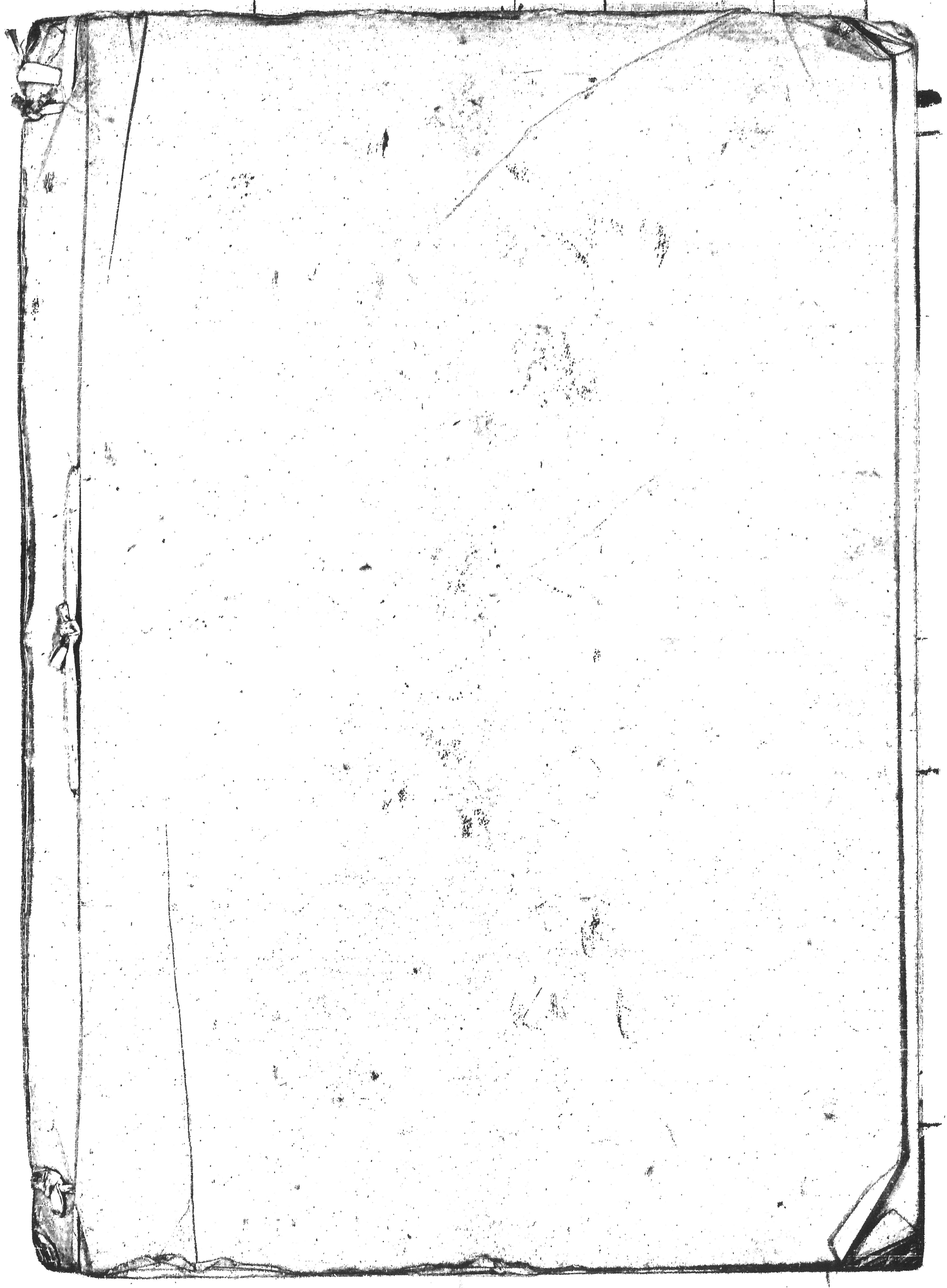

# 加賀家文書

## REEL NO. 1

---

所蔵　秋田県山本郡八森町字東八森
加賀康三

撮影　北海道立図書館

昭和49年10月

製作　（株）マイクロフイッシュ

M467
加賀家文書
1

1300038278

No.1

# 秋田県八森町 加賀康三家史料目録

昭和39.7.19.20日調査

| 番号 | 筆者 | 件名 | 筆記年代 | 装釘その他 | 参考事項 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 開拓使 | 根室郡三ケ村総土人申渡 | 明治五壬申八月 | 奉書 52cm×38cm | |
| 2 | 〃 | 仝上目録 | 〃 | 〃 | オムシヤ下賜品目録 |
| 3 | | 辞令 | 申4月 | 巻紙 22×16 | 骨折料弐百疋伝蔵あ |
| 4 | | 辞令 | 7月7日 | 〃 18×16 | 大通詞 |
| 5 | | 辞令 | 8月24日 | 〃 21×16 | 年々金弐両 |
| 6 | | 辞令 | | 〃 78×16 | 弟子制導役申渡事 |
| 7 | 一瀬喜一郎 | 蛙子の絵 | | 軸装 37.5cm×126cm | 縣令一瀬重卿図積とあり 着色 |
| 8 | 伝蔵 | ノッケ開墾図 | | 美濃紙 117cm×28cm | 着色 |
| 9 | 不明 | アイヌ風俗画 | | 美濃1 美濃$\frac{1}{2}$ 1 | 着色 |
| 10 | 箱館奉行 | 辞令 | 安政4巳.8.15 | 巻紙 32cm×18cm | 堀織部正より畑作出精ニ付 |
| 11 | 〃 | 申渡 | 未 6月 | 巻紙 26cm×18cm | シベツ土人ヘテレクテ宛 |
| 12 | 〃 | 申渡 | 未 6月 | 巻紙 26cm×18cm | ヲン子シトカ宛 |
| 13 | 〃 | 申渡 | 未 5月22日 | 巻紙 2枚 | ニシベツ川関係 |
| 14 | 開拓使 | 根室.花咲.惣土人江オムシヤ申渡ヲ仮読釈 | 明治5年8月 | 〃 1枚 | |
| 15 | 伝蔵 | 弌号年数早算 | | 奉書 27cm×33枚 | 加賀屋とあり. |
| 16 | | 別海地方地図 | | 和紙 41cm×28cm | 着色 |
| 17 | | 知床～根室～花咲地図 | | 〃 40×28.5 | 着色 |
| 18 | | 白糠～厚岸～釧路地図 | | 奉書 54×40 | 着色 |
| 19 | | シコタン島附近地図 | 安政4年6月 | 半紙 2枚 | 着色 |
| 20 | | ノサップ～シコタン地図 | | 和紙 72×16c | 淡彩 |
| 21 | | 五倫名義解 | | 和仮綴 美竪 21枚 | アイヌ語、和語対比 |
| 22 | | 五倫名義解 | | 〃 美$\frac{1}{2}$ 12枚 | |
| 23 | | 北エゾ地クシュンコタン魯西亜人在留一件留 | 嘉永7年 | 和綴 美竪 61枚 | |
| 24 | | 北辺要話 | | 和仮綴 美竪 17枚 | (モンベツ.シャリ.メナシ地方を主としたもの) |
| 25 | | 東話聞書 | | 和綴 美竪 33枚 | |

B4 × 100

DIRECT COPY SYSTEMS

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 26 | 藤野 | 文政、弘化、嘉永の松前藩状況 | 文政、弘化、嘉永 | 和綴 美筆22枚 | 鈴木文五郎などの名あり。 |
| 27 | 伝蔵 | 和語、アイヌ語辞書 | | 〃 仮 〃 35枚 | |
| 28 | | 嘉吉年分享和年迄松前様御日記之事 | | 和仮綴美筆36枚 | 福山旧事記の写ならん |
| 29 | | 蝦夷物語（絵入）付 鮭鱒種類図 | | 〃 美筆72枚 | 淡彩 |
| 30 | 伝蔵 和 | 黒白正調答 | 安政4年 | 〃 〃 97枚 | ニシベツ川争訟 |
| 31 | | クナシリ嶋蝦夷~~蠢~~騒動届書 | 寛政元年 | 和綴 美筆64枚 | |
| 32 | 伝蔵 | アイヌ語お手本 | 文久3年8月 | 〃 〃 180枚 | 日常用語 |
| 33 | | 蝦夷地官例用語 | | 〃 〃 33枚 | |
| 34 | | 蠻貊邦人言 | 天保4年2月 | 〃 〃 43枚 | アイヌ語対比 |
| 35 | ノツケ伝蔵 | 御通行蝦夷語 | | 美仮綴 美筆18枚 | |
| 36 | ノツケ伝蔵 | アイヌ教訓書（上） | | 〃 〃 16枚 | |
| 37 | | 御目付添並喜多野様井上様、竹内様御取扱日記 | 安政6年 | 〃 〃 53枚 | |
| 38 | | 古人の邑噺 | 嘉永7 | 美綴 美筆50枚 | |
| 39 | | イロハ蝦夷言、附文化公文字 | 文化年間 | 〃 〃 117枚 | |
| 40 | 伝蔵 | 役土人申上和解書扣 | 安政7年 | 〃 〃 19枚 | ネムロアイヌ |
| 41 | 大通詞 | 学校全蝦夷解書（上） | | 美仮綴 〃 11枚 | |
| 42 | 加賀屋 | 万覚帳 | 慶應2年 | 大福帳之筆 95枚 | |
| 43 | 〃 | 大宝意（万覚） | 安政5年 | 〃 166枚 | |
| 44 | 〃 | 万覚帳（白表紙） | 安政3年 | 〃 120枚 | |
| 45 | ノツケ止宿所 | 東西御場所御勤番御役人御名前 | 嘉永5年分 | 〃 筆 42枚 | 松前藩分 |
| 46 | | ベツカイ附近土人居住者調 | | 〃 〃 27枚 | |
| 47 | | 土人別調子帳 | 安政4年 | 〃 〃 60枚 | モンベツ、トコロ、シヤリ |
| 48 | 伝蔵 | 商賣コラウラトバ往来（言葉） | 天保15年 | 〃 〃 51枚 | |
| 49 | | 藻汐草 | 寛政4年5月4日 | 大福帳式19×14c 130枚 | 聴手加賀屋伝蔵とあり |
| 50 | | 蝦夷物語 | | 和着絵入17×12.5 25枚 | 和、蝦語入 |
| 51 | | ニシベツ海産物積入外の図 | | 和装絵入20×14 64枚 | |

B4 × 100

DIRECT COPY SYSTEMS

No3

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 52 | | 絵本雑録記 | | 着スケッチ 12×8.8 1帖 | 箱館、松前、江差、鰊猟図など |
| 53 | 伝蔵 | 江戸、伊勢、大和廻道中記 | 天保10年 | 大福帳古 34枚 | |
| 54 | 松浦武四郎 | 蝦夷行程記 | 木板 | 2冊 | 松浦武四郎より贈られたという |
| 55 | 〃 | 十勝日誌 | | 1〃 | |
| 56 | 〃 | 久摺日誌 | | 1〃 | |
| 57 | 〃 | 後方羊蹄日誌 | | 1〃 | |
| 58 | 〃 | 石狩日誌 | | 1〃 | |
| 59 | | スメレングル夷女哺乳図 | | 着色 16.5×20 1枚 | |
| 60 | | 蝦夷地警営図 | 安政のものと思われる | 黒朱 40×27 1枚 | |
| 61 | | ノツケ.地方海岸図 | | 淡 1.58×28 1枚 | |
| 62 | | シレトコ.子モロ 地図 | | 淡 78×49 1枚 | |
| 63 | | 忠類地図 | | 美濃紙淡 1枚 | |
| 64 | | ノツケ～シレトコ地図 | | 淡 72×27 1枚 | |
| 65 | | 根室附近地図 | | 着色 41×40 1枚 | |
| 66 | | 蝦夷里程 | | 筆 79×18 1枚 | |
| 67 | | オン子ニクル畑作図 | | 着色 96×24 1枚 | |
| 68 | | 釧路～子室附近詳図 | | 淡彩 118×87 1枚 | |
| 69 | | 蝦夷地図（地名村入） | | 淡彩 140×82 1枚 | 此絵図御領地之節天文方間宮林蔵様御巡見有之図面写之とあり |
| 70 | 多喜志楼 | 蝦夷寿五六 | | 着木板 1枚 | |
| 71 | | 北海道新道一覧雙六 | 明治10年ごろと思える | 〃 83.5×64.5 1枚 | |
| 72 | | 蝦夷物語 | | 仮美大 14枚 | （スケッチ） |
| 73 | | 喜多野省吾外34名の書翰 | | 巻紙封筒入 35通 | |
| 74 | | 松浦武四郎書翰 | | 〃 5通 | |
| 75 | | 寒泝領（メナウシ）本川会所 オムシヤノ図 | 万延元年8月25日 | 淡 110cm×70cm 1枚 | |
| 76 | 伝蔵 | 自画自賛 | | 軸装 3尺×1尺6寸 1本 | |
| 77 | | | | | |

B4 × 100

DIRECT COPY SYSTEMS